

第一、 財團法人協調會大阪支所の目的は、大阪府内及び近畿地方に在る各法人相互間の協同合作を促進し、公益の増進に資することを旨とする。

第二、 本支所は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府庁に所在し、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第三、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第四、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第五、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第六、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第七、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第八、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第九、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

第十、 本支所の業務は、大阪府知事及び大阪府議会の承認を受け、大阪府知事に報告し、大阪府議会に報告する。

財團法人協調會大阪支所

- 第十二條 各部門ハ部長一名部員若干名ヲ以テ構成シ執行委員會之ヲ任免ス
- 第十三條 執行委員會ハ必要ニ應ジ常任書記若干名ヲ置ク
- 第十四條 執行委員會ハ黨大會ニ於テ選出シ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ケズ
- 第十五條 執行委員會ハ一ケ月一回執行委員長之ヲ召集ス
- 第十六條 第三節 常任執行委員會
 - 常任執行委員會ハ常任執行委員長、書記長及ビ各部門部長ヲ以テ構成シ執行委員會ノ決議ノ執行並ニ緊急事項ノ決議執行ヲナス
 - 但シ緊急事項ノ決議執行ニ對シテハ執行委員會ノ承認ヲ要ス
- 第十七條 第五章 本部役員
 - 本部ニ左ノ役員ヲ置ク